

令和6年度 高等学校等就学支援金制度及び授業料等軽減補助金制度  
国と県の学費支援制度のご案内  
(私立高校等・全日制) 【令和6年7月分～】

## 1 学費支援制度の概要

### (1) 高等学校等就学支援金制度 (国の制度)

私立高等学校等に通う生徒に対して、家庭の収入状況に応じて、授業料を軽減する制度です。

### (2) 授業料等軽減補助金制度 (県の制度)

県が就学支援金に上乗せして助成することにより、授業料及び施設維持費などの実質的に授業料に相当する費用(以下、「授業料等」と言います)を軽減する制度です。※下表A、B区分のみ対象

就学支援金及び授業料等軽減補助金は、学校に支給され、生徒の授業料等に充当(相殺)されます。生徒に直接お渡しするものではありませんので、御注意ください。

## 2 支援の対象となる生徒

次の計算式によって計算した額(保護者全員の合算)が、304,200円未満の世帯は、表の区分に応じて授業料が軽減されます。

304,200円以上(年収目安約910万円以上)の世帯は、学費支援制度の対象外です。

**【計算式】市町村民税の課税標準額 × 6% - 市町村民税の調整控除額 ※1**

※1 政令指定都市の場合は、「調整控除額」に3/4を乗じて計算

計算式の額 (保護者等全員の合算)	毎月の授業料等			【参考】 世帯年収目安 あくまで目安です (上記の計算式に基づきます)
	【支給対象項目】 授業料40,000円・設備維持費2,000円			
	就学支援金 支給(軽減)額	軽減補助金 支給(軽減)額	生徒負担額	
A 0円	33,000円	9,000円	0円※2	～約270万円
B 51,300円未満	33,000円	9,000円	0円※2	約270万円～約350万円
C 154,500円未満	33,000円	【対象外】	9,000円	約350万円～約590万円
D 304,200円未満	9,900円	【対象外】	32,100円	約590万円～約910万円
304,200円以上	【対象外】	【対象外】	42,000円	約910万円～

※2 授業料及び施設整備費を対象として、月額の上限は5万円です。PTA会費・生徒会費・諸費等は対象外です。

- 保護者の「課税標準額」「調整控除額」は、マイナポータル「わたしの情報」から御確認いただくか、お住まいの市区町村役場で課税証明書を取得して御確認ください。(詳しくは役場の担当者へお尋ねください)
- 住民税が未申告の方は課税標準額の確認ができないため受給資格認定や支給決定ができません。役場で令和6年度分(令和5年分の収入)の申告手続きを行い、学校事務室へ課税証明書を提出してください。

## 3 支援制度利用の「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」等について

毎年7月に、7月から翌年6月までの支援について、当該年度の税額で審査します。e-Shienを操作し、「継続意向の登録」及び「収入状況の届出」等を行ってください。e-Shienでの必要な操作及び参照するマニュアルについては、別紙を参照してください。

【入力期限】

7月11日(木) 締切

※e-Shienへの入力は7月1日(月)午前9時から入力可能です。

(裏面に続く)

## 4 留意事項

所得確認を行う保護者の変更（死別、離婚、再婚、養子縁組など）があった場合は、速やかに事務室へ連絡してください。（別途、手続きを行っていただきます。）

## 5 家計急変による特別認定制度について

年度の途中で保護者等の失業、疾病等により当該世帯の収入が激減した場合（家計急変）や生活保護受給者となった場合、収入状況等が課税額に反映され、高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」という。）支給額や授業料等軽減補助金支給が増額となるまでに時間を要します。そのため、県では変動後に前表中のAまたはB区分相当となった場合、生徒が継続して就学することを支援するため、特別に支給額を増額し、授業料等を早急に軽減する制度があります。

上記の理由等で家計急変があった場合は、速やかに事務室にご相談ください。